





# 「執行猶予は無罪」?

近年、有名人の薬物使用事件が度々マスコミを賑わせている。彼らが刑事裁判にかけられ、結審が近くなると話題になるのは「実刑か？執行猶予か？」という点である。「実刑判決」というのは法律用語ではなく、概ね執行猶予のつかない自由刑（懲役、禁錮、拘留）を指す言葉として一般的に使用されている。したがって、実刑判決が下った場合、被告人は刑事施設である刑務所で一定期間を過ごさなければならない。まさに自由を奪われる刑罰を受けなければならないのである。では、執行猶予判決が下った場合はどうだろうか？昨年、覚せい剤を使用した罪で刑事裁判を受けた元アイドルに執行猶予判決が出たことは、記憶に新しい。彼女のその後の動向についてもよく知られており、福祉関係の勉強をするべく大学に進学しているとのことだ。今後、彼女が芸能界という華やかな世界に戻れるか否かは不明だが、少なくとも現在は刑務所の中で自由を奪われる状態にはない。他の例として、約10年前に覚せい剤所持罪で執行猶予判決を受けたミュージシャンは現在でも音楽活動を続けており、彼がアイドルグループに提供した楽曲が数年前に年間シングルチャート1位を飾ったり選抜高校野球の行進曲に選ばれたりしている。彼の場合は、刑務所で自由を奪われることもなく、芸能活動も一時的に自粛した後にこのような活躍を遂げている。

こうした実例を見ると、「刑事裁判にかけられても、執行猶予判決ならば『セーフ』」なように思えるかもしれない。しかし、そのように考えることは正しいのか？執行猶予判決を受ければ、自由刑を受けない状態、すなわち自由なのか？

我が国の刑事裁判で有罪判決を受ける場合、刑も同時に言い渡される。裁判所が有罪判決を受けた者に言い渡すことができる刑の種類は重いものから順に死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料であり、これらに付加して没収を言い渡すこともできる。

では、これらの刑罰はいつ執行されるのだろうか？原則として、刑の執行は裁判確定後すぐに行われなければならない。しかし一定の事由がある場合にはその執行が「停止」されることがある。死刑や自由刑（懲役、禁固、拘留）を言い渡された者が心神喪失の状態にあるときはその執行が停止される。特に死刑については、一旦執行してしまえば取り返しがつかないため、その執行については最大限の慎重さが要請される。そのため、法律上では、死刑執行は裁判確定後6カ月以内に行われなければならないと規定されているが、近年の現実においては、死刑確定から死刑執行までの平均期間は約8年である（平成20年4月10日鳩山邦夫法務大臣（当時）臨時記者会見）。

上記のような判決後の事情により刑の執行が停止または先延ばしされる場合とは別に、その刑の執行を「猶予」されるのが、刑の執行猶予である。刑の執行猶予は、裁判所が有罪判決・刑の言い渡しをする際に同時に言い渡され、一定の期間その執行を猶予し、猶予期間を無事に経過したときは刑罰権の消滅を認める制度である。この制度には消極的目的と積極的目的の両側面がある。消極的目的としては、短期自由刑の弊害の回避である。「ムショガエリ」という言葉が意味するように、たとえ短期間であっても自由刑を受けた人間に貼られる犯罪者のレッテルは、消し去ること





それにしたがって各役場は罪名、刑名、刑期等を記載し保管することになっている。なぜ、市区町村がこのような記録を保管しているのか？それは、一定以上の刑に処された者には各種の資格制限があり、それをチェックするためである。この資格制限は、刑罰とは別に有罪者に対して与えられる不利益処分である。たとえば、禁錮以上の刑に処せられている者には選挙権・被選挙権がない。公職選挙法違反で禁固以上の刑に処せられた者の場合は、執行猶予中でも選挙権・被選挙権がない。その他にも、有罪判決を受けた者に対する資格制限は枚挙にいとまがなく、その一部は以下のとおりである。

**○禁錮以上の刑に処せられた場合（執行猶予を含む）、資格が制限される例（＝その職に就くことができない）**

- ・学校の校長または教員、弁理士 など

**○禁錮以上の刑に処せられた場合で執行猶予期間が終了した後も、一定期間は資格が制限される例**

- ・中小企業診断士、社会保険労務士、不動産鑑定士、行政書士 など

これらを見た場合、いわゆる「サムライ業」についての資格制限が中心となっている。学校教員についても資格制限があることを併せ考えると、執行猶予が付いていたとしても、公的な意味合いのある職に就くことは不可能もしくは一定期間が経過するまでは不可能だと言える。



では、執行猶予を受けた者はこれ以外の職に就けばよい、という発想になるだろうが、現実はその甘くない。民間企業で職を得ようとする場合、企業から履

歴書の提出を求められるが、この履歴書には「賞罰」という欄が設けられていることが多い。ここには、何らかの賞を受けたこと、反対に何らかの罰を受けたことを記載しなければならない。そうすると、執行猶予判決を受けた者は、いつ、どのような犯罪で、どのような刑罰を言い渡されたのかを記載した履歴書を企業に提出しなければならないことになる。そのような履歴書が提出された場合、企業がその人物を採用するか否か、結果は想像に難くない。では、採用の際に不利な判断をされないよう、執行猶予判決を受けた者がその事実を記載せずに履歴書を提出し、その企業に採用された場合はどうか？これは、虚偽の履歴を報告したことが後に判明すれば、これを理由に解雇される可能性がある。

また、私的生活においても不利益を被る場合として、パスポート取得の問題が挙げられる。パスポート発給の申請を行ったことがある人なら知っているであろうが、申請書には「刑罰等関係欄」が設けられている。その一項目に「現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。または刑の執行を受けなければならない状態にありますか。」と書かれており、「はい」か「いいえ」にチェックをつけなければならない。「はい」にチェックがある場合には、別途の申請手続が必要になり、結果的にはパスポートが発給されない場合がある。もちろん、執行猶予を受けているにもかかわらず「いいえ」にチェックをつけることは犯罪行為を構成する。さらに、外国によっては一定以上の刑に処せられた者の入国を拒否したり、別途査証の取得を要求される場合もある。

冒頭に述べたように有名人の薬物犯罪が話題になることが多い昨今だが、大学生の間でも薬物の蔓延が社会問題となっている。先日、関西4大学が共同実施した「薬物に関する意識調査」では、大学生の約6割が大麻を「少々苦勞するが、なんとか手に入る」、「簡単に手に入る」と回答しており、大麻を使う人が増えている理由として「薬物が簡単に手に入るようになっていく」との回答が79%にもものぼった。確かに、現代社会においては薬物使用をはじめとする犯罪への入り口はいたるところに転がっている。そして、初犯であれば執行猶予がつく可能性が高い。情報が氾濫している現在、このような事情についても若者はよく知っ

ているだろう。しかし、その先に待ち構えているさまざまな不利益には目をつぶっていないだろうか？もしくは、一部の有名人が犯罪を行った後も何事もなかったかのように芸能活動を継続している姿を見て、何か誤解をしてはいないだろうか？もちろん、過去の過

ちを真摯に反省し社会復帰を遂げた人は、有名人であろうともそうでなくとも多く存在する。しかし、そこにたどり着くまでの途には障害が多いことも事実だ。「若いうちの苦勞は買ってでもしろ」とよく言われるが、こんな苦勞を買う必要はない。

大阪経済大学 経営学部  
講師 徳永佳子（とくながよしこ）



# 「大阪経大論集」発行のお知らせ



大阪経大論集 第61巻第4号（通巻319号） 「経営学部特集号」が  
2010年11月15日に発行されました。

本館1階（図書館下）とA館1階に置いています。

～ご自由にお取りください～

大阪経大学会 事務局（研究支援課）

# 第2回 法がぶつかるビジネスシーン

## 「♪線路は続くよ 何処までも♪」

商品を販売したらその代金の支払いを得て初めて商売の完結である。ところが、商品を販売して未だ代金の支払いを受けていない間に販売先が倒産したらどうなるか？

・・・線路はここまででこれ以上続かないのか？

倒産の情報を聞きつけた多数の債権者が倒産先の会社・倉庫に集結し、少しでも債権回収の足しになるような財産がないか物色し始める。一塊の商品群を見つければ、当社が販売した商品そのものである。他の債権者たちは「債権者平等の原則」と称してこの商品は皆で山分けという主張に出てくる。

・・・やはり、線路はここまでなのかと。

しかし、民法には「動産売買の先取特権」というのがあって、販売した商品がそのままの形であった場合には、その販売者の債権のために優先権が与えられる。

・・・線路は続くのである。

では、当社の商品も既に他に転売されていて、倉庫には何もなかったらどうだろう。

・・・さすがの線路ももはやここまでか。

転売された商品の代金が既に倒産先に支払われていれば、線路はここまでである。倉庫内に商品の現物があれば、他の債権者の商品と明確に区分ができて、その優先権を主張することができるが、その商品が現金（若しくは銀行口座に入金）になってしまえば、現金に色はない。もはや、どの現金がどの商品の代金に相当するのかというような議論は無意味となる。

では、転売先からの入金未だであったらどうか。つまりは、売掛金のままで未だ集金されていないときはどうなのだろうか？売掛金はどの商品の販売代金であるかきっちりと明記されているので、商品との関連性は明確である。つまり、現金に色はないが、売掛金には色がついているのである。では、この売掛金はた

だ、先取特権の対象である商品がその形態を変えただけのことであって、元々の販売者に優先権を認めてもよいはずである。民法はこれを「物上代位」といって、転売代金に対して動産売買の先取特権の物上代位といっこれを認めている。（民法304条）

これで法学講座は終了、あとは、法に則って淡々と粛々と手続きを進めれば、無事線路は終点までたどり着くことになる。



しかし、ビジネスの現場ではここからが勝負の世界である。

「♪線路は続くよ 何処までも 野をこえ 山こえ 谷こえて♪」である。

民法304条は、「但し、先取特権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない」とする。優先権を確保するためには、売掛金を売掛金のままに維持しておかなくてはならない。集金されて現金になってしまうと色がつかなくなり、見分けができなくなるからである。

ここに債権回収を巡る様々な人たちのせめぎ合いが始まることになる。

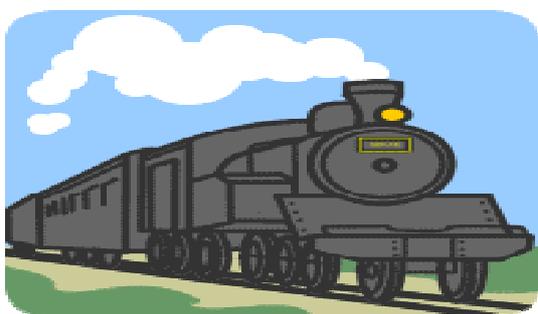
倒産した会社には破産であれば破産管財人という弁護士がやってきて、会社財産の整理を始める。土地建

物や機械設備などは売却処分してみんな現金に換える。売掛金は素早く集金して全ての財産を掻き集めることになる。管財人の報酬は、如何に多くの財産を集めるかによって報われるのである。当然、管財人は先取特権の存在など無視して、転売先に支払い請求を行い、矢のような催促を繰り返すことになる。

一方転売先は、契約通りに支払い期限までに支払えばよいのであって、管財人に支払うこと自体には何の異存もないところである。



当社（先取特権者）はどうするか？裁判所に差押え申請を行いその決定をもらわなければならないが、そのためには、何処へ当社の商品が転売されたのか転売先の会社を探し出さねばならない。仮に探し出せても既に支払い済みではどうしようもない。探し出すのに倒産会社の帳簿や伝票を調べるにはけっこう手間暇がかかる。勿論、倒産会社の帳簿は管財人の手元であり簡単には見せてもらえない。その上、昨今の裁判所は都市部では特に混雑していて、順番待ちで簡単には決定をもらえない。その間にも管財人は催促を繰り返している。そこで、転売先に出向いて「今、当社が差押え手続きを行っていますので、支払いはしばらく待っていただけませんか」と平身低頭お願いを繰り返すことになる。



転売先の主は、管財人にも当社にも何の義理もない。煩わしいことは嫌である。が、しかし、今まで継続的に仕入れていた先の会社が倒産したのである。これから先、仕入れはどうしたらよいのかという問題に直面している。幸いにもその製造メーカーから、しばらく管財人への支払いを待ってくれとのお願いがやってきている。ここは、何の義理もない管財人はさておいて、このメーカーに恩を売っておいて、その見返りに有利な条件で引き続き直接取引をしてもらえば今後の経営も安心であるとの思惑が働くことになる。

当社はどうか？ 通常メーカーは、弱小会社には直接販売はしたくない。取りあえず一まとめにして信用できる商社に販売し、そこから弱小企業へと販売してもらい、信用リスクをヘッジするという手法を多用する。いわば、保険の一種として、商社手数料を保険料として考えるのである。

ところが、今回、リスクをヘッジしたはずの商社が先に倒産してしまったという事態に直面している。転売先に先取特権への協力を要請すれば、当然その見返りとして直接取引の要請を受けることは目に見えている。今わずかばかりの不良債権を回収できることの引き換えに今後長期に亘って信用不安が続く零細企業との直接取引をかかえることになる。

目先の現金をとって先々の信用リスクをとるか？ それとも、この際、健全経営を目指して、債権が回収できずとも、リスクの高い相手とは今後付き合わないことにするか？

ジレンマに陥ることになる。

管財人は、全債権者への配当率を少しでも高くするため、一所懸命に債権回収に尽力する。（しかし、その実態は弁護士自身の報酬アップのためかも？）  
 転売先は、今後の経営を考えて、ギブアンドテイクの成立する差押えに協力するか、面倒なことはやめて、すんなりと管財人に支払ってしまうか葛藤する。  
 三者三様にひとつの売掛金を巡って葛藤し、倒産から支払い期限までのわずかな期間において相互にしのぎを削ることになるのである。

大阪経済大学 経営学部 ビジネス法学科  
 准教授 東 裕一（あずまゆういち）

# 居住用賃貸借契約における更新料条項の効力

## 1. はじめに

建物賃貸借契約の更新時において更新料が支払われる場合があります。関東や京都市には更新料授受の慣行があるとされています。しかし、この更新料条項ですが、近時大阪高裁で消費者契約法 10 条により無効であるとの判決（大阪高判平 21・8・27 判時 2062・40、金法 1887・117、金判 1327・26 【1】、大阪高判平 22・2・24 京都敷金・保証金弁護団ホームページ

(<http://www1.ocn.ne.jp/~benagano/shikikin.html>)

（平成 21（ネ）2690）【3】大阪高判平 22・5・27 京都敷金・保証金弁護団ホームページ（平成 21（ネ）2548）【4】（以下、無効判決という）がたてつけになされています。これら無効判決のいずれもが京都市の事案です（なお、大阪高裁では有効判決もなされています（大阪高判平 21・10・29 判時 2064・65、金法 1887・117 【2】）。この事案は天津市の事案です）。

現在、最高裁に上告されていますが、更新料条項は無効であるとの最高裁判決が出る可能性もあり、その場合、消費者契約法施行時（平成 13 年 4 月 1 日）にまでさかのぼって、相次いで更新料返還請求がなされることが想定されます。これは家主にとって多額の支出を余儀なくされる重大な問題といえるでしょう。



しかし、無効判決事案をみてみますと、通常の更新料条項の存する事案と比較して賃貸期間や更新期間が短かったり、徴収される更新料の額が多かったりする事案がほとんどです。

そこで、平成 22 年 2 月 19 日に大阪経済大学中小企

業・経営研究所の共同研究グループ「不動産ビジネス研究グループ（代表：松田）」が、㈱リプロスに依頼し、(財)日本賃貸住宅管理協会の会員に対して、アンケート調査を実施し、その結果を都道府県別に集計し直した「住宅の賃貸借契約に関する意識調査報告書《都道府県別》」（2010 年 5 月 5 日）（以下、中小研アンケートという）に基づき、京都市、大阪市、神戸市、その他関西地区の更新料条項に関する一般的内容を求め、それと無効判決事案とを比較し無効となった理由を解明してみようと思います。

## 2. 一般的内容

中小研アンケートにおける調査票郵送数は(財)日本賃貸住宅管理協会会員 934 社であり、実質回答回収数は 310 社（実質回答回収率 33.19%）です。回答会社の営業テリトリー内の物件に関して回答をしてもらいましたので、複数の営業地域を有する賃貸住宅管理会社にあつては複数回答がなされており、その集計数は 404 社となっています。

（1）更新料を受け取っている地域か否か（京都市を営業テリトリーとしている賃貸住宅管理会社は 24 社、大阪市のそれは 24 社、神戸市 14 社、その他関西地区 25 社、これら数値を分母とし、回答社数を分子とした率で判断。以下同様。）

京都市は更新料を受け取っているとの回答率 75.0%（受け取っていないとの回答率は 12.5%。以下同様。）であり、更新料を受け取っている地域であると判断できますが、大阪市 41.7%（45.8%）、神戸市 57.1%（21.4%）、その他関西地区 48.0%（44.0%）であり、更新料を受け取っている地域であると断言することはできません。

（2）更新料は何年毎に受け取っているか

京都市では 2 年毎が 87.5%、大阪市 同 62.5%、神戸市 同 71.4%、その他関西地区 同 64.0%、であり、更新料は 2 年毎に支払われるのが一般的ということになります。ちなみに全国でも 2 年毎が圧倒的に多くなっています。

（3）更新料は何月分が多いか

京都市では1月分が**87.5%**、大阪市 同**70.8%**、神戸市 同**92.9%**、その他関西地区 同**68.0%**であり、更新料は額として1月分が一般的ということになります。全国でも1月分が圧倒的に多くなっています。

(4) 参考：更新料の意味（複数回答可としている。）

京都市では、賃料の前払いが**33.3%**、更新手数料**20.8%**、賃貸人による更新拒絶権放棄の対価**12.5%**となっており、大阪市では更新手数料**29.2%**、賃貸人による更新拒絶権放棄の対価**16.7%**、神戸市では更新手数料**42.9%**、賃借権設定の対価の追加分・補充分**14.3%**、借家人の短期中途解約権の対価**14.3%**、その他関西地区では更新手数料**32.0%**、賃貸人による更新拒絶権放棄の対価**16.0%**となっています。

全国では更新手数料**39.6%**、賃借権設定の対価の追加分・補充分**21.8%**、賃貸人による更新拒絶権放棄の対価**21.5%**、賃料の前払い**19.1%**の順となっています。

以上、更新料の意味を京都市では主に賃料の前払いとして、大阪市、神戸市、その他関西地区そして全国的には主に更新手数料と捉えています。更新手数料として捉えているということは、借家人より更新料の支払いを受けても、その全額または一部が不動産管理会社等への手数料として支払われることを意味しています。

### 3. 無効判決事案と地域の一般的内容との比較

有効判決である【2】も含めた大阪高裁判決事案と地域における更新料条項の一般的内容とを比較し、その結果を下表に表示します。

	更新期間	更新料額	比較
地域の一般的内容	2年	月額賃料の1月分	
【1】大阪高判平 21・8・27 (無効判決)	1年	10万円 (月額賃料4万5,000円)	更新期間が短く、更新料額が多い
【2】大阪高判平 21・10・29 (有効判決)	2年	2月分	更新料額が多い
【3】大阪高判平 22・2・24 (無効判決)	1年	2月分	更新期間が短く、更新料額が多い

【4】大阪高判平 22・5・27 (無効判決)	2年	2月分	更新料額が多い
-------------------------	----	-----	---------

以上よりわかることは、いずれの事案も地域の一般的内容と異なっているということです。更新期間が1年と短いということは毎年更新料を支払うことになり、更新料額が多いという場合も含めて借家人に不利益であるということがいえます。

今年度中に判断されるといわれている最高裁は、事案の更新料条項が地域の一般的内容であれば有効であると判断する可能性も考えられます。そうであるならば更新期間が2年、更新料額が月額賃料の1月分という地域の一般的内容よりも借家人にとって有利な内容であれば更新料条項が有効ということになるわけです。

ところでもし最高裁が更新料条項は無効であるとの判断を下した場合、更新料返還訴訟が、現在弁護士業会でブームになっている貸金業者からの過払い金返還訴訟に代わる弁護士業界の新たな収入源になると考えられています。しかし、大阪のある弁護士に聞いたところ、更新料といっても月額賃料の2月分程度の額で、数回更新されているとしても微々たる額であり、手間が多い割に報酬が少ないことから、まわりが考えているほどブームにはならないのではないかと言っていました。

また、宅建業界では、不動産会社の店頭やインターネットなどで賃貸物件の広告の記載項目として「めやす賃料」を表示するようにしているとのことです(週刊ダイヤモンド 2010年9月18日号 12頁)。「めやす賃料」とは1月あたりの実際の支払額であり、月額賃料、共益費、敷引金、礼金、更新料などを合計して、月額ベースで表示するもので、月額賃料よりも高い金額が表示されることとなります。高い賃料を表示することになりますのでなかなか借り手が現れないという不利益を不動産会社は受けることとなりますが、それでも更新料が賃料の前払いであることを明確にすることにより、消費者契約法 10条で無効となる事態を予防することに役立つものと考えられています。

大阪経済大学 経営学部 ビジネス法学科  
教授 松田佳久 (まつだよしひさ)

# 新聞の読み方入門(4)

## スキルとしての新聞の読み方(その1)

これまで、大学生は文字を親しもうと訴え、毎日の文字として新聞の大切さ、そして新聞とネットやテレビとの違いをお話し、そして新聞情報のあり方や特徴について述べてきました。そろそろタイトルにふさわしい、「新聞の読み方」についての提案をしたいと思えます。まずは「新聞の構成」と「記事の構成」について簡単に整理しておきます。それを基礎に読み進んでください。

### (1) 新聞と記事の構成

#### 1) 新聞の構成について(一般全国紙の場合)

- ①基本的には新聞にはほとんどすべてのジャンルに関する記事が載っている。
- ②総合紙は、政治や経済から始まる。
- ③コラムや社説が1面から3面に掲載されており、社の主張を表現している。
- ④2面 and/or 3面には1面の解説が載っている。
- ⑤続いて財政や金融他経済の一般記事が続いている。
- ⑥前1 / 3 当りに国際ニュースが出てくる。
- ⑦真ん中あたりは広義の企業関連ニュースが中心で、経営、財務、決算などが載っている。
- ⑧それに続いて株価や商品相場などマーケットや相場表が続いている。
- ⑨その他、新商品、スポーツ、意見と投書、地域ニュース、文化や特集、そして社会面で締めくくられている。
- ⑩一般紙の多くはテレビラジオ欄が最後にくるが、経済新聞では最後に文化欄が配されている。(なお曜日によって内容構成は異なる。また朝刊と夕刊では全く異なった内容となっている)

#### 2) 記事の構成について

- ①記事は各ページでジャンル分けされているのが一般的である。
- ②どのページもその右上の記事かその左横の記事が

各ページのメインである

- ③その中で第1面の右上の記事はその日のその社のお勧めのトップ記事である。
- ④おおむねどのページも、メインの記事には、様々な文字と装丁のヘッドラインが付されている。
- ⑤またメインの記事には、記事の内容を概説した縦長の説明が付いており、「リード」と呼ばれる。
- ⑥さらに、それらには理解を助けるために整理された表や図が添付されている。専門的な記事の場合解説のための用語も付いている。
- ⑦リードがない記事の場合、本文の第1パラグラフがその記事の概説となっている。新聞記事は始めに結論がくるとともに、5W1Hの構成が基本となっている。
- ⑧各ページには様々な囲み記事のほかに、特に紙面の下部に1行程度の見出しをつけた小さな記事が多数載っている。通称「べた記事」と呼ばれる。大きなニュースの始まりをなす場合もある。
- ⑨最近の新聞は読者の理解を助けるため対話式の解説コーナーや用語集が提供されている。
- ⑩また役に立つのは重要な問題に関する連載記事である。その中で最も重要なのが年頭の長期連載であり、その社のその年の方針を表現するものでもある。一般紙と経済紙そして地方紙、ましてや専門紙では構成や内容に少なからぬ違いがあることだけは理解する必要がある。こうした基本構造に付いての理解を前提に、以下の「読み方」を読んで、さあ新聞に挑戦して見てほしい。

### (2) この点をおさえておこう

#### 1) 身の回りの出来事や話題を総合的に提供するのが新聞

(世界で毎日何が起きているのか、重要な情報が全て提供されるわけではありませんが、それでも主要な問題をまとめて提供するのが新聞の仕事。また

最低これぐらい知っているべきと言うには膨大すぎますが、知っているのと自らの知識と発想が広がるのが新聞情報。知りたい情報、知ろうと思わなかった情報を提供してくれます)

**2) 大切なことは継続して記事を追いかける気持ち**

(最も重要なポイントは定期性と継続です。向こうからやってくる広範なジャンルの情報と毎日定期的に戦い、社会の情報戦争を迎え撃とう。新聞は最もたやすく情報を提供してくれます。テレビやネットからの情報の限界を認識しよう。テレビやネットの情報は通り過ぎる一瞬の光です)

**3) みんなの抱く疑問ベストスリー**

(①時事知識の不十分さは、新聞を読んで解消しよう。②効率的な新聞の読み方<短時間でさっと読む>は、やはり1面そして右上、そしてHLでしょう、③新聞を読んでどうなる<その積極的な理由>は、情報が得られる、議論ができる、社会が分かる、だまされない、自分で考えることができる、でしょうか)



**(3) 自分で読む仕掛けを考えてみよう**

**4) 用語は理解の入り口**

(基本的なスタンスとして、ガツガツと用語を取り込み、理解しよう。用語は理論や概念の入り口で、それが分かるようになると、ますますおもしろくなり、生活や勉強の知識も広がります。)

**5) HL (ヘッドライン) から気になる用語を書き抜く**

(読みながら、大切な、大切そうだ、テレビで見た、おもしろそうだ、講義で先生が言っていた、そんな用語を色ペンでチェックし調べよう。出来れば辞書ですぐに調べよう、時間がなければ後で調べ、大切な用語はノートにメモしよう。「私の用語メモ」

づくり)

**6) 取りたい記事をゲットする**

(切り抜いても、ウェブからダウンロードしてもよい、「自分ファイル化」しよう。記事でなくともよい、図表や写真、週刊誌の宣伝や広告でもよい、情報面白ノートを作ろう)

**7) レポートやプレゼンに新聞記事素材を利用する**

(新聞記事がカバーする情報は膨大です。どんな勉強にも新聞は利用できます。毎日の新聞、縮刷版、ネットでの検索、いろいろなソースに当たってみて、勉強に必要な求める情報を手にいれ、それを報告に積極的に利用しよう。特に問題意識の形成や現状認識に役立ちます。作って貯めてきた専門情報の「自分ファイル」が役に立つ)

**8) どこでもどこへでもどんな時も新聞を**

(ゴミ時間・わずかの時間で1つの記事を読もう。新聞は途切れず連続して世界の情報を時間で区切って、文字を中心とした伝達媒体で提供する手段です。新聞は持ち運びの容易性<ポータビリティ>が重要な特徴の一つです)

**9) 2回に分けてみよう**

(1回目は咲き乱れるHLを見渡そう、その時輝く花、一瞬光る花をチェックしよう。2回目はそこでセレクトした花だけをもう少しゆっくり鑑賞しようー余裕のある時散歩の地域を広げよう。時間に余裕ができたなら、ちょっと広く探索してみよう、今まで見えなかったものが見えてきます。たまには特急ではなく準急ぐらいで駅をチェックしながら。小さな記事、最下層の記事など、自分にとって未知のジャンルを探索できます)

**(4) 時間がないという人のために**

**10) どんな読み方でもよいから決めた時間目を通そう**

(興味のある情報が一杯ある日もあれば、小難しく、興味を示せない日もあります。新聞社が勝手にニュースを作っている訳ではないから仕方ありません。でも毎日目を通し続けよう、起伏のないと思われるニュースも、つながっていて大きな重要なニュースに到達することがあります。要するに絶えず情報獲得の窓を一定時間開く生活を実現しよう)

**11) 1面から3面の記事を重視する**

(何よりやはり「今日の第1面」ですね。その「第

1面の右上」がその新聞の今日の主張であり顔です。誰でも見ているといえます。全部読まなくてもいいですから、HLを味わい、リード（HLの横の段を超えた解説）だけでも読みましょう。又この記事にはたいい図表がついていますから、その中身をチェックすると理解が豊かになります。地図は必ずチェックです)

**12) ページの右上だけを追いかけてみましょう**

(時間がなければとか、早く読みたいと言う場合の2つ目です。どの新聞も記事は分野分けされています。それぞれのページは、政治や経済や国際、企業、財務、相場(マーケット)などがきます。各ページそれぞれの分野についても、基本的には右上、またはその横が主要記事です。そこを流すだけでも、かなり色々なことが入ってきます)

**13) HLだけを全体に渡ってチェック**

(HLはその日の新聞の超要約版です。でも実際のところページの下の方にある簡単な見だしをつけた小さな記事<ベタ記事>にも、大変面白いものがある

ります。HLを追いかける中でも面白いと思ったら記事本文の第1パラグラフ(段落)ぐらいチェックしてみよう)

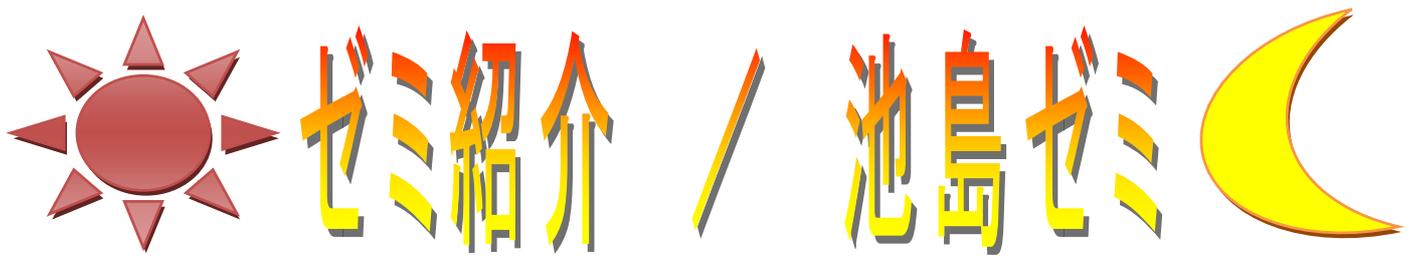
**14) 関心がなければほかす**

(例えば投資に関心が無ければ、無理して会社の数字や変化に注意を注ぐ必要はありません。もったいないと思うでしょうがそんな記事や数字は素通りしましょう。興味のないものまで目を通そうするのは時間の無駄だと割り切りましょう)

**15) 新聞の記事で対象になるのは1割か**

(2割か3割かもしれないが、興味と時間と実利で絞れば、1割以下でしょう。読むところは実はわずかです。それほどに新聞の情報は多いこと、そして関心を持てる情報は限られています。しかし継続して読んでいくとこれまで興味を持てなかった記事が次に興味の対象となっていきます。記事以外の広告や写真や漫画や、読者の意見などを味わうことも楽しみの一つです)(つづく)

大阪経済大学 経営学部 経営学科  
教授 樋口克次 (ひぐちかつじ)



大学卒業後の進路を考えれば、公務員になる以外は、ほとんどの学生がいずれかの民間企業に就職します。そう考えた場合、自身が将来、組織の一員になるであろう「会社」を会社法という法律の観点から知るといことは、とても有用なことだと思います。

演習 (I ~ III) では、その週に担当となった人 (一名) が、日本経済新聞の企業に関する記事を選び、その記事について深く掘り下げて調べて発表します。ゼミのみんなで議論したり、先生からコメントをもらうことで、いろいろな観点からビジネス社会を知ることができます。その回のゼミの後半は、テキストである

『ビジネススクール会社法』の各項目をペアで協力して調べて発表します。発表内容に関して、ゼミのみならずで質疑応答を行っています。この演習では、ビジネス社会で必要となる基礎的な知識を得ることは勿論ですが、発表の機会を何度も与えられることにより、ビジネス社会で必要となる「調べる、読む、書く、発表する」といった能力が身につくと思います。今の時点でこうした能力を磨くことで、ビジネス社会での武器になるでしょう。

3年生では、恒例のゼミ合宿があります。今年の池島ゼミでは、奈良で合宿をしました。合宿では、二人

一組で各担当の業界に対して企業研究を行い、約一時間のプレゼンテーションと質疑応答を行いました。全部で7業界しか取り上げなかったのですが、宿舎に到着してから夜までみっちりに行ったことで、業界でのリーディングカンパニーをはじめとする企業の動き等を知ることができました。そして、この合宿のおかげで、就職活動を行う気持ちがさらに起き、気が引き締まりました。

池島ゼミは、上級生との繋がりもあり、ゼミの仲間同士とても仲が良いです。その決定的ともいえるのが、毎年恒例になっている大樟祭での模擬店出店です（なぜか毎年、ジャガバターですが！！）。3・4年の池島ゼミの仲間と、いくらで売るか、いかにして売るかということから始まり、仕入れ・販売準備・販売まで行

### ゼミ担当の教員から：

学生の皆さんは、「企業社会で起こることと、大学での勉強とは別物！」とっていませんか？それは間違いです。私のゼミは、めまぐるしく変化するビジネス社会において、企業の経営戦略や諸問題がどのように法と結びついているかを知ることが目的にしています。このゼミでは、ビジネス社会で起こる様々な事柄を、法との観点で考えたり、他方では、法理論からビジネス社会を考えるようにしています。

例えば、JAL（日本航空）の問題がありました。当初、JALをどうやって再建するのか、私的整理や会社更生法といった再建のためのスキームの選択をどうするのか、株主の責任はどうするのか等といったことが議論されていました。これはまさに法律との関

わりのことでした。今年は三日間ではありましたが、一つの企業が製品開発から販売をするかのごとく行い、最終日に打ち上げができるぐらいの利益を上げました。こうした実践的なイベントをこのゼミの伝統として、今後も続けて欲しいと思っています。このように、池島ゼミは、同じ学年のゼミ生だけのつながりだけではなく、上の学年や下の学年のゼミ生とのつながりを大事にしているのです。

最後に、大阪経済大学はゼミに入らなくても卒業ができますが、是非充実した大学生活を送るためにも、ゼミを選択すべきです。講義では味わえない充実感をゼミでは得られます。そして、ビジネス社会に直結するという意味では、この池島ゼミはお薦めです。

わりであり、ビジネス社会で起きている事柄から法律の理論的な面を知ることができます。

また、企業が再編（統合）をしていくときには、様々な手法があります。その手法として、合併、営業譲渡、株式交換・株式移転、さらには会社分割などといったものがあります。その企業がどれを選択するかは、法律論として、どのような法制度であり、メリット・デメリットがあるのか知っておく必要があるでしょう。

私のゼミでは、ビジネス社会で起きていることと、法律論の両面を学ぶことができます。そして、このゼミを通して、「調べる、読む、書く、発表する」といったビジネスで必要となる能力も習得できるよう指導しています。

今回、このゼミ紹介はこ  
の方、杉田 晃造さんに  
書いていただきました。



# Law titbit

「こぼれ話」

**あなたの悩み一発解決！！あなたの悩み晴らします！！**

**疑問・質問あなたに代わって調べます！ついに今季号から連載開始！**

Kさんからの質問です。

「現在、2009年4月から賃貸マンションに入居しています。入居時に敷金・礼金・保証金で100万円を支払ったのですが、退去時には支払った敷金・礼金は戻ってくるのでしょうか？もし、戻ってくる場合、裁判などは行わずに話し合いだけで戻ってくるのでしょうか？返還の条件やプロセスなども合わせて教えてください。」

松田先生からの回答です。

家賃がいくらかわかりませんが、かなり多い額を支払ったものと思います。

一般的には居住用であれば敷金は家賃の2カ月分、礼金は1月分です。

①礼金は権利金ですので戻ってこないのが一般的です。しかし、昨今更新料条項の無効判決が大阪高裁で3件出ており、更新料の法的性質はまったくないということで消費者契約法10条に反し無効とされています。

礼金も更新料と同様、その法的性質が認められない可能性もありますので、訴訟になれば無効そして返還ということになる可能性があります。そもそも礼金は戦後の賃貸物件の少ない時期に、家賃地代をあまりに高くしないように規制していた地代家賃統制令の網の目をくぐるように、借家人が大家に対し「私を選んでくれてありがとう」ということで家賃ではなくお礼として家主に渡したものとされています。

しかし、現在は賃貸物件の方が借家人の数よりもはるかに多く、むしろ大家から借家人に対し「私を選んでくれてありがとう」として礼金をいただきたいくらいです。

**緊急募集！！！！**

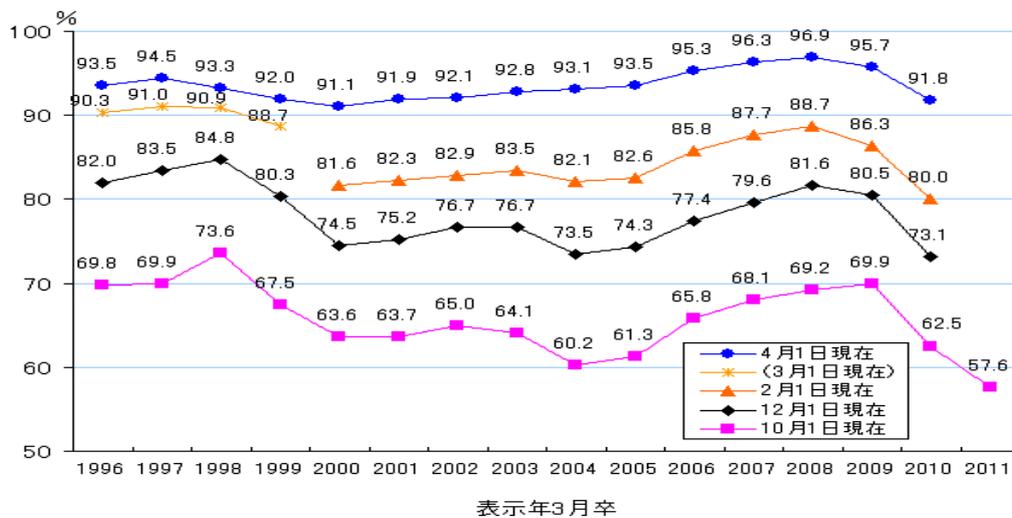
みなさんの悩み・疑問などをこちらの宛先までどしどしお送りください！！

宛先：法律こぼれ話係 “toshiroh@osaka-ue.ac.jp” まで

# 「草食系」では就職できない?!

来春卒業予定の大学生の就職内定率は、**2010年10月1日現在**で**57.6%**と、調査を始めた**1996年**以降で最低となったことが報告されている（厚生労働省・文部科学省、**2010**）。こうした状況下で、既に内定を得た

学生と、未だ内定を得ていない学生との間に、志向や行動上の差異が認められそうだとする見解が、様々なメディアで述べられている（図1）。



（注）内定率とは、就職希望者に占める内定取得者の割合。各大学等において、所定の調査対象学生を抽出した後、電話・面接等の方法により、性別、就職希望の有無、内定状況等につき調査。全国の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の中から、設置者・地域の別等を考慮して抽出した112校についての調査。調査校の内訳は、国立大学21校、公立大学3校、私立大学38校、短期大学20校、高等専門学校10校、専修学校20校。調査対象人員は、6,250人（大学、短期大学、高等専門学校併せて5,690人、専修学校560人）。（以上2011年の数字）。

図1 就職（内定）率の推移（大学）（厚生労働省・文部科学省、2010）

（社会実情データ図録（<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/index.html>）より引用）

たとえば、人材育成コンサルティングなどの業務を展開しているベンチャー企業である株式会社シェイク（東京都目黒区）が、今年9月にインターネット上で来春入社予定の内定者**155**を対象に調査を行った「**11**年度入社予定の内定者/**10**年度入社社会人の意識調査」が新聞等で大きく取り上げられている（産経新聞**2010**年**12**月**5**日）。

この報道によると、「あなたの意見に近い」ものを答える調査で、「無理をしてでも成果を出したい」か「成果にはこだわらずマイペースでいたい」かを訊ねたところ、「無理をしてでも成果を出したい」が**61.3%**にのぼり、前年調査（**54.8%**）よりも増加していたと

いう。同様に、「人と競争する環境が好き」と回答した人も**47.1%**で前年（**36.8%**）より**10**ポイント以上増えており、いわゆる「草食系」と呼ばれるタイプの志向や行動を示す人とは対極にある「肉食系」が内定獲得者に多いと推論されている。

同様の調査は、人材派遣業のレジェンダ・コーポレーション株式会社（東京都新宿区）の**11**月の調査でも示されている（**CAREERzine**編集部、**2010**年**11**月**15**日）。就職活動が肉食系か草食系だったかについて尋ねると、「肉食系」との回答を合計した**44.4%**の学生が、自身の活動が肉食系だったと認識していた。「肉食系」と答えた学生はその理由を「選考を受けた

企業が100社以上になる」、「質問は絶対するなどガツガツしていた」など、活動量の多さや積極的な取り組み姿勢が目立っていた。一方、「草食系」と回答した学生は「あまりエントリーしなかった」「自信が持てなかった」などの行動特徴を述べていた。2010年10

月時点で、内定を得て活動を終了した割合は肉食系97.6%、草食系56.3%と40ポイント以上も開いているという(図2)。草食系は就職活動も積極性を欠き、内定を得ることが困難になりやすいと推測される。



図2 就職活動の振り返り点と内定を得て活動を終了した割合 (CAREERzine, 2010)  
(CAREERzine ニュース  
(<http://careerzine.jp/article/detail/1457>) より引用)

このような「競争」・「成果」といった言葉に代表される志向や行動を嫌う「草食系」人間の出現傾向は2008年頃から一種の緩やかな社会問題として論じられてきた。主として若年男性の「草食系」化が多くみられることが、社会経済生産性に様々な影響を与えるとされ、「草食系男子」という言葉は、もはや一般用語として定着しつつある。このことは、日本で特に顕著にみられる現象であり、CNN・ロイター通信・新華社通信などの海外の通信社においても、日本の現状として度々取り上げられている。

草食系男子とは、「心が優しく、男らしさに縛られておらず、恋愛にガツガツせず、傷ついたり傷つけたりすることが苦手な男子のこと」(森岡, 2009)とされている。このような青年男子が増加した背景には多様な要因が考えられるが、「ゆとり教育」の影響を挙げる論評も多い。

いじめや不登校、落ちこぼれ等、学校教育や青少年育成に関する数々の社会的問題を背景に、1996年7月の第15期中央教育審議会の第1次答申が発表され

た。この答申では子どもたちの生活の現状として、ゆとりの無さ、社会性不足と倫理観の問題、自立の遅れ等の問題と同時に、国際性や社会参加・社会貢献の意識が高い積極面が指摘されており、今後の社会に求められる教育の在り方の基本的方向として、全人的な「生きる力」の育成が必要であると結論している。これを受けて1998年の文部科学省学習指導要綱の全面改定から実質的に「ゆとり教育」が導入され、一定の評価を受けたが、2004年までに国際的な学力到達度低下が顕著となり(文部科学省, 2004)、方針の転換が求められることとなった。とりわけ、絶対評価制度の導入による競争的評価の廃止によって、横並び評価を受けて育ってきた若者が、高校入試・大学入試や就職活動で、「選抜される」ことに対応できない現状が徐々に顕在化してきている。1998年当時に小学1年生～中学3年生であった子どもは現在18～27歳である(ちょうど現在の大学生くらいの世代である)。概ねこの世代に該当する若者は、友人たちと切磋琢磨する機会をあまり持たずに学齢期を終え、社会に出る時点で突然、競争社会の現場に放り出されることになるのである。

一方、教育だけではなく、社会の変化を挙げる論評も散見される。1997年に男女雇用機会均等法が制定され、ワーク・ライフバランスの考え方に代表されるように、女性も社会で認められるようになり、女性のライフスタイルが家庭中心から仕事と家庭の両方へと変化しつつあることも草食系男子の存在を際立たせる要因として挙げられる。この視点からは、特に男子学生の就職が問題となる。従来から社会心理学では女性は男性よりも非言語メッセージを表現するのが上手く、同時に、他者からの非言語メッセージを解釈することにも優れていることや、表情が豊かであることが示されてきた(Hall, 1984)。しかし、こうしたコミュニケーション行動の性差が生じる背景には、男性が達成・競争・独立を強調して育てられる一方、女性は暖かさ・親密感・表情の豊かさを強調して育てられるという性役割期待の影響が考えられることが指

摘されている（和田，1991）。自分が男か女かという性同一性ではなく、男性役割・女性役割というジェンダー・タイプが、コミュニケーション行動の性差と関連していることが窺えるが、現代の役割構造の変化に伴って、伝統的な男性役割・女性役割の区別は曖昧となりつつあるから、あまり性差がはっきり認められなくなり、このことが草食系男性の存在をいっそう際立たせているのかも知れない。男子学生にとっては、同性の男子学生に加えて女子学生も就職活動戦線のライバルとなることになるので、益々競争が激化していることになる。

「競争よりも協調を」という教育方針自体の是非を議論する気はないし、性役割の中性化を嘆くものではないが、少なくとも大学新卒者がこれから出ていく社会は、間違いなく男女を問わず競争社会である。「草食系」では食っていけない世界がそこには待っている。大学在学中の4年間はその準備期間といっても過言ではない。相手を傷つけたり蹴落とししたり、というほどの過剰な競争は要らないかもしれないが、これまで育んできた協調の志向に加えて、競争して切磋琢磨することの意義や価値を見出して欲しい。経営学や法学はその有効なツールとなるはずである。

【引用文献】

CAREERzine 編集部 2010 「肉食系就活生の自己採点は 80.3 点、9 割が内定を得て就活終了」

(<http://careerzine.jp/article/detail/1457>)

中央教育審議会 1996 「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について－第 1 次答申」

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/12/chuuou/toushin/960701.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/960701.htm))

Hall, J. A. 1984 *Nonverbal sex differences: Communication accuracy and expressive style*. Baltimore: John Hopkins University Press.

厚生労働省・文部科学省 2010 「平成 22 年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査（平成 22 年 10 月 1 日現在）について～大学卒業予定者の内定率は過去最低の水準～」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000weq7.html>)

文部科学省 2004 「PISA（OECD 生徒の学習到達度調査）2003 年調査」

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/001/04120101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/04120101.htm))

森岡正博 2009 『最後の恋は草食系男子が持ってくる』 マガジンハウス

産経新聞 2010 「就職に強いのは“肉食系”？“競争する環境が好き”（2010 年 12 月 5 日）

和田実 1991 「対人的有能性とソーシャルサポートの関連－対人的に有能な者はソーシャルサポートを得やすいか？－」 東京学芸大学紀要第 1 部門，教育科学，42，183-195.

大阪経済大学 経営学部 経営学科  
准教授 田中健吾（たなかけんご）



# 新任教員紹介

こんにちは、山口敦子です。

この度、「自己紹介」というテーマを頂き、何を書こうかなと色々迷ったのですが、折角の機会ですので、法律を離れて、私の好きなものについて述べてみたいと思います。

私が愛して止まないのは「音楽」です。幼いころにピアノを習い始め、今も時間が許す限り、レッスンに通っています。一番好きな作曲家は、昨年生誕200年を迎えたショパンです。小学生の時に連れて行ってもらったピアノのコンサートで「英雄ポロネーズ」を聴いて以来、彼の虜です。ちなみに、「バラード第4番」と「アンダンテ・スピアナートとグランド・ポロネーズ」は秀逸で、当然、プロの演奏家による演奏の方が素晴らしいのですが、それでも、自分で演奏してみても、一人、悦に入っております。

次に、はまってしまうと抜け出せないのが「読書」です。何故だか分かりませんが、小学生の頃から、外国人作者の作品を好んで読んでいたように思います。今、読みすすめているのはC. ブロンテの『ジェイン・エア』です。イギリスのBBCが英国人作家の作品（例えば、シェークスピア、オースティン、ブロンテ姉妹、ディケンズ等）をドラマ化しているのですが、そのクオリティが非常に高く、ついつい見入ってしまい、そ

の影響で原作を読むことが多いです。『ジェイン・エア』もその一つです。なお、中学生の時に会ったジョン・グリシャムの『依頼人』と『ペリカン文書』という小説が、私を法律の道へと誘うことになりました。この他、世界的指揮者である小澤征爾さんの『ボクの音楽武者修行』もお気に入りです。

最後に、今年の夏から、すっかりファンになってしまったのが「サイクル・ロード・レース」です。3年ほど前に、ランス・アームストロング選手の自伝を読み、「ツール・ド・フランス」という自転車レースがあるということを知りました。そして、今年の夏、CSチャンネルでLIVE放送があったので、たまたま見てみたら、これが面白い。その魅力をここで語るには紙幅が足りませんので割愛させていただきますが、四六時中、合理化・効率化が求められる現代だからでしょうか。伝統あるこの競技の「人間臭さ」「アナログさ」に魅了されました。そして、いつの日か、キラキラした選手たちのように、颯爽とヨーロッパを自転車で一周するのが私の夢です。

以上、取り留めもなく、私の好きなものを紹介させて頂きました。このような私ですが、どうぞ宜しくお願い致します。

大阪経済大学 経営学部 ビジネス法学科  
講師 山口敦子 (やまぐちあつこ)



# 専攻について

「国際私法」という法律を御存知でしょうか。「国際」という言葉が付いていますが、これは「国際法」（条約）ではなく「国内法」です。それでは、六法で「国際私法」を探してみてください。実は、我が国にはそのような形式（名前）の法律はありません。そこで、「国際私法」とはどのような法なのかということについて、次のような例を通して簡単に紹介してみたいと思います。

日本に居住する日本人 **X** と **Y** が、**A** の主催する北海道のスキーツアーに参加しました。その二人がスキー場で滑走していた際、両者のスキー板が接触し、**X** は転倒してしまいました。この事故で **X** は傷害を負い、病院に通院して治療を受けました。それに伴い、**X** は治療費・通院交通費を負担し、また、その間、仕事を休んだことによって経済的損害を被りました。**X** は、この事故の責任は **Y** にあると考え、**Y** に対してこれらの費用の支払いを請求しましたが、**Y** は、自分にはそのような責任はないと主張し、**X** の請求に応じませんでした。二人の話合いはその後も続きましたが、結局、平行線をたどったまま、進展が見られなかったことから、**X** は裁判所による解決を求めて提訴することにしました。



この例の場合、**X** は迷うことなく日本の裁判所に訴えを提起し、そして、問題となっている法律問題（こ

こでは「不法行為」）は日本の法律によって規律されると考えるのではないのでしょうか。

それでは、上述のスキーツアーの行き先がカナダで、カナダのスキー場で事故が発生し、日本に帰国後、**X** は日本の病院で治療を受けたという場合はどうでしょうか。この場合、これは純粋な国内の民事事件ではなく、外国の要素（ここでは、カナダ）が含まれています。つまり、そのような事件に関する訴えを「日本の裁判所」に提起した場合でも、「日本の裁判所」は当然にそれを裁判する権限を持っているのでしょうか（1）。また、その権限が仮にあったとしても、裁判官はこの事件を検討するにあたって、どの国の法を見て判断することになるのでしょうか（2）。例えば、日本の裁判所で裁判をすることから、あるいは、上記例の当事者は日本人であることから、当然「日本」の法と考える人もいるかもしれませんが、その一方で、事故が起きたのはカナダです。つまり、「カナダ」の法もその選択肢として考えられるかもしれません。

（1）（2）の問題は、外国の要素を含んだ私法上の法律関係（例えば、外国人との婚姻もこれに含まれます）であれば、常に生じます。そのため、これらの問題を解決するためのガイド（手引き）が必要となるわけですが、そのガイドにあたるのが、冒頭で触れました「国際私法」なのです。それでは、（1）（2）の問題を一つずつ見ることにしましょう。

まず、（1）の外国の要素を含んだ民事事件の裁判をする権限が日本の裁判所にあるかどうかという問題、すなわち、これは日本の裁判所に「国際裁判管轄」があるかどうかという問題と言い換えることができますが、この問題を判断する法のことを「国際民事訴訟法」または「国際民事手続法」などと言います。広い意味での国際私法には、これも含まれます。もっとも、この曖昧さからも推察されるように、そのような名を冠した明文の法律は、我が国にはありません（平成22年11月現在）。というのも、これまで、二つの最高裁判決を通して確立された判例理論に依拠して、その判断がなされてきたからです。ちなみに、現在、「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法

律案」が国会で審議されています。これが可決すれば、我が国初の国際民事訴訟法ないし国際民事手続法が立法されるということになります（但し、「民事訴訟法」内にこれらの規定が設置されます）。

次に（２）の問題、すなわち、外国の要素を含む私法上の問題（渉外的私法関係と言います）はどこの国の法を適用して規律するのかという問題を解決する法を、狭い意味での「国際私法」と言います。この法に関する大部分の規定は、「法の適用に関する通則法」に定められています。したがって、何らかの外国の要素を含む私法上の問題は、まずは「法の適用に関する通則法」を見て、「どの国の法」を適用するかを判断することになります（よって、「どの国の法」が「日本の法」であった時に初めて、日本で適用されている法、例えば民法や商法を適用することができるということになります）。

ちなみに、紙幅の関係上、ここでは詳しく述べませんが、上記例の場合、（１）日本の裁判所は当該事件を裁判する権限を持ち、（２）不法行為に基づく損害賠償請求を規律するために適用される法は日本法と考えられます。

最後に、運送・通信手段が発達し、外国へのアクセ

スがより簡便になったことから、人々が外国の要素を含む私法上の問題に直面するという機会が格段に増しました。その法律問題とは多種多様で、上述の国際的な不法行為に限らず、海外旅行先でのお食事やお土産の購入、ホテルでの宿泊、外国人との婚姻・離婚等々、例を挙げればきりがありません。もちろん、企業による国際取引の場面でも、国際私法は欠かせません。したがって、国際私法は、全ての国際的な私法生活関係を網羅しており、グローバル社会においては必要不可欠な法であると言えるでしょう。

このように国際私法の範囲は非常に広いわけですが、そんな中、私は、国際的な著作権関係に関する国際私法問題に焦点を当てて研究しています。例えば、オランダにあるアムステルダム裁判所がサンリオに、ベネルクス三国でのキャシーに関連する商品の生産・販売の停止を命じた、ミッフィー対キャシーの事件は記憶に新しいのではないかと思います。この他、**2**年前、遊学（？）していたオーストラリアに魅せられて、原住民族の伝統的表現の国際的保護にも関心を持っています。

雑駁ながら、以上が、私の専攻および研究の対象です。



# 三十七歳からのメッセージ

## - 学生の皆さんへお伝えしたいこと -

私は本学に来る前に一般企業で働いていたことがありました。その後、縁あって本学で働くことになったのですが今日はその二つの経験を踏まえて、現在、感じていることや学生の皆さんへお伝えしたいことを少し書かせていただこうと思います。

私は前職では通常業務以外に採用担当リクレーターをしていました。私がちょうどベビーブーム世代の生まれということもあり当時勤めていた会社の応募者数は何千人レベルでした。多い日には一日に何百枚もの履歴書に目を通し、何十人もの学生と採用面談を

- ・大学でこういう授業を受けた。
- ・その授業が面白かったのであるゼミに入った。
- ・ゼミでこんなイベントをしたところ、こんな成果が出た。
- ・そうすると、これに関連したこの業界の仕事に興味を持った。
- ・ゼミの先生に聞いたら、先輩でその業界に勤めている人がいたので会わせてもらった。
- ・すごくやりがいを感じた。
- ・だから御社を志望した。
- ・御社で活躍できるように今、こんな勉強をしている。

という感じです。こういうことが履歴書からにじみ出ている、かつ実際に会った際にもきちんと話せる学生は、私に限らず、多くの社会人が一緒に働きたいと思うことでしょう。



また私と同年代の多くの方は、(かく言う私もそう

します。こちらとしましても、なるべくその学生の良いところを見つけようと、真剣に話を聞こうとするのですが、毎日何十人もの学生と会って話していると、何となく多くの学生が同じに見えてきてしまうことがあります。

では、そんな中でどんな学生が「この人を採用したいな」と思わせるかと言いますと履歴書や話の中に一貫したストーリーがある学生なのです。

例えば

だったりするのですが…)「もっと大学の時に勉強をすれば良かった。」と悔やんでいます。どんな業界に行っても、時間の余裕もない中で、日々、自分で自分を育成することが義務付けられます。残念ながら社会人になると学生時代のように周りが待ってくれることはほとんどなく、成長がない者は容赦なく置いていかれてしまうのです。意識ある社会人の方は、日常の業務をこなしながら勉強する時間を作り出そうと皆さん懸命に努力をされています。これが学生時代から積み上げてきたものだったらどんなにか幅の広いものになるか、と思わずにはられません。

だからこそ、学生の皆さんには、将来、よりやりがいのある大きな仕事をするためにも、大学で大局的なことや専門的なことをしっかり学んで欲しいです。それがきっとあなたの強みになり、仕事上で重要な判断を迫られた時の指針になります。どうか自分達が今、



# 第1回ゼミ大会が開催されました

2010年10月30日(土)、創立80周年記念事業の一環として「第1回ゼミナール大会」が本学B館にて行われました。ゼミナール大会とは、ゼミ活動の活性化を目的に、各ゼミが研究成果を発表する全学的な大会です。学生が運営委員会を発足し、企画、広報、運営をしました。第一回目となる今年のテーマは「〇〇を追求」、21ゼミから35グループが出場し、4ブロックに分かれて予選を行い、各ブロック最高得点チームによる決勝戦を行いました。審査員は、外部審査員、高等学校教員、本学教員が務め、終了後には、ご講評をいただきました。参加学生からは、「普段接点のない企業の方や

高校教員の方から色々なアドバイスを貰えて貴重な経験が出来た。ゼミへのモチベーションも高まった」との声が聞かれました。

受賞したゼミには、会場を学生会館2階に移して行われた表彰式において重森前学長から賞金とトロフィーが授与されました。受賞ゼミは、12月12日(日)、本学にて開催される日経BPマーケティング主催の西日本インカレに出場エントリーを行います。

ゼミナール大会は次年度以降も継続して開催される予定です。みなさんの参加をおまちしています。

## 【結果】

最優秀賞：服部ゼミ α 「選択と決定を追求」

優秀賞：服部ゼミ β 「自信過剰を追求」

優秀賞：徳永ゼミ β 「職人と技と心を追求」

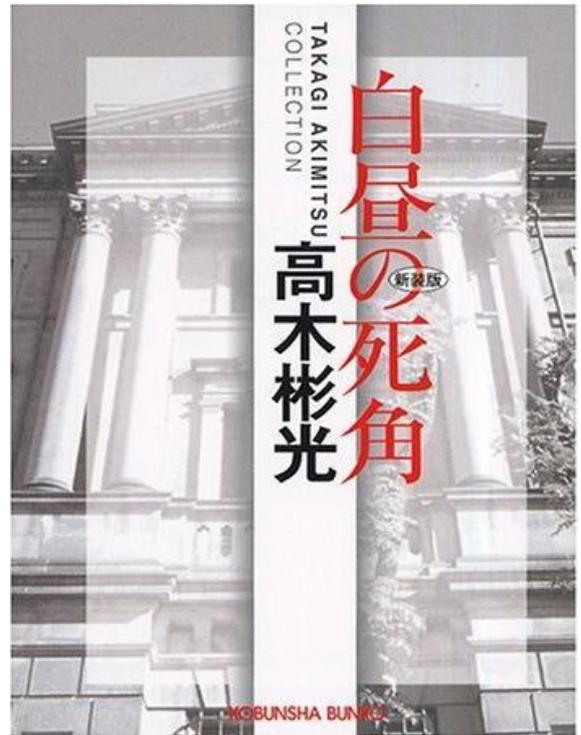
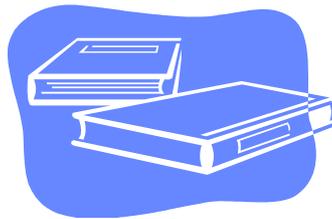
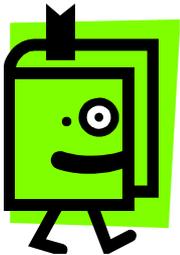
優秀賞：柏原ゼミ 「大阪唯一の村、千早赤阪村を追求」



# 第三回、推薦図書紹介

## 今回の本はこちら (・ω・)

タイトル：白昼の死角  
 著者：高杉彬光  
 出版元：光文社文庫  
 価格：1200 円



今回紹介する本は著・高杉彬光の『白昼の死角』である。この本を読んだ感想としては 1960 年に書かれたものだけあり、読んだ人に古いサスペンスドラマを見ているように感じさせるといった。この作品は著者の言葉に「この物語では、犯人は初めからわかっている。殺人も物語の本筋とはなっていない。それなのに、これは推理小説以外の何物でもない。ある推理小説史をしらべると、ある時代には、犯罪者の行動そのものを描いた『悪党小説』が探偵小説の主流となっているようである。この作風は、倒叙探偵小説という一つのタイプにうけつがれている。私は、この作品で、この手法をさらに現代化してみた」とあるように、主人公が事件を解決していくような流れのものではない。主人公が犯罪者なのである。その主人公の犯罪遍歴を一人の作家との出会いの元に語られている。舞台は終戦後の日本なのでその時代に興味のある人はより一層

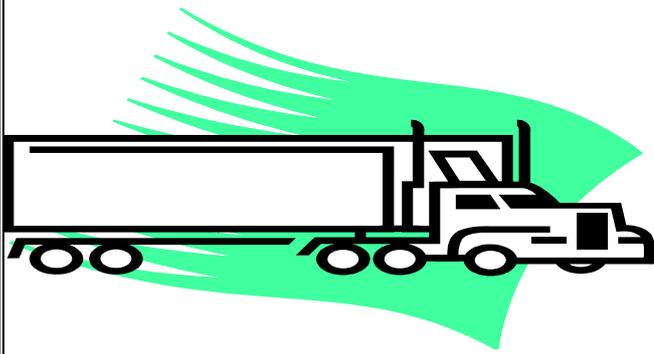
楽しめるのではないだろうか。もちろんその時代に興味のない人でも十分に楽しめる作品である。その理由としては、登場一人一人に共感できることである。しかし、その中でも私が一番感情移入出来なかったのが、主役であるはずの鶴岡七郎だったのも逆に面白く感じた理由かもしれない。

これは私が推理小説を読むときに常々思うことなのだが、犯罪のトリックというのは誰かに解き明かされるまでが一番ワクワクするのではないだろうか。一度解き明かされてしまうと、それまでのワクワク感はなくなってしまふ。しかし、解き明かされた先には独特のスッキリ感が残る。だが、一度最後まで読んでしまうと、もう二度とトリックに感じたワクワク感は戻っては来ないのだ。これが推理小説を読む上でのジレンマだろう。

著者・S.T



そのような背景もあって、情報化が遅れ、作業の効率化や品質の改善が遅れる上に、現場実態が見えず状況変化への対応が遅れる事態も発生している。



また、物流業界は、2007年規制緩和以降、事業参入が許可制から届け出制に緩和され、さらに、最低トラック保有数が10台から5台まで緩和されたことによって、中小企業（陸運では99%）が大半を占めており、個々の企業としての情報化への取り組みが大変難しいのが実態である。従って、物流ネットワーク全体として捉えた場合、情報化の浸透が不十分とならざるを得ない状況である。

(3) 物流に対する社会的ニーズの高まり

他方で、食の安全、テロ対策、トレーサビリティの確立など、安全安心に向けての社会的要請は大変強いものになっている。地球環境保全の面でも、物流部門としては、トラックの排ガスの問題を抱えるなど、具体的な努力が求められている。物流業務そのものの高度化なくして、これらの要請に応えられないのは自明

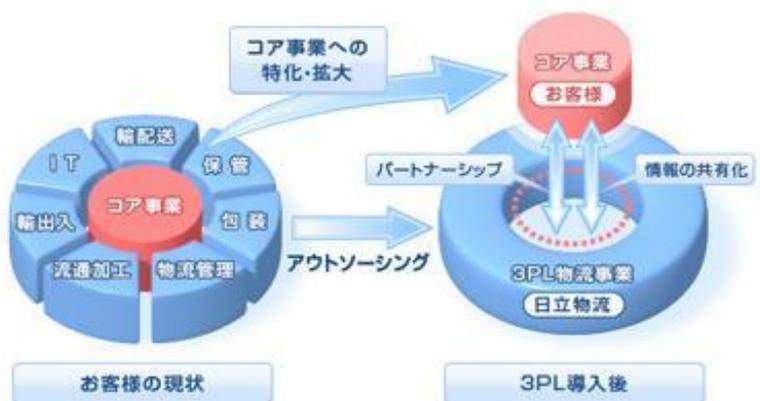
のことである。

(4) 物流子会社の今後の課題

既存の物流子会社も親会社からの元請けに安閑としていれば、そのうちに親会社から見放されてしまい、より安価で効率の良い企業に乗り換えられてしまう可能性がある。

現在の物流子会社の中で積極的なM&Aと3PLの先駆者として成功しているのが日立物流である。この企業は日立製作所の物流子会社にも関わらず、外販率6割以上あり、資生堂物流を買収し、ショッピング大手イオンの物流をも受注している。また、積極的に国内外の物流会社を子会社に置き、物流ネットワークの強化に励んでいる。

一方、パナソニックの物流子会社であるパナソニックロジスティクスはグループ内での多少の合併はあるものの経営強化より、共同輸送やモーダルシフトなどの環境ソリューションに力を入れており、積極的なM&Aや物流ネットワークの強化には消極的なように見受けられる。その為、外販率は減少しており、売上も減少傾向にある。今後さらに業界の競争が激化し、統廃合が進んで行く中で生き残って行く為には、パナソニックロジスティクスも今後は親会社に頼ることなく自主自立をする必要がある。その為には積極的に国内外企業のM&Aを行い、物流ネットワークと経営強化を図って行く必要があるのではないだろう。



# ～編集後記～

c d

あっという間に、今年も卒業生を送り出す時期になりました。今年の冬はいろいろな面でことのほか厳しい冬です。栄養があり、温まるものを食べて風邪をひかぬように。最後の試験や卒業論文に全力を注いでもらいたい。

T.K 生

b a



大学に入学後、もう気が付くと4年間の経とうとしています。この4年間は様々なことがあり、自分を成長させることができました。特に、なぜか私の卒業期が今話題の超就職氷河期と重なるという貴重な体験をできたことは一生の思い出です。

また、その超就職氷河期にも関わらず複数の企業（社員1000人以上）の方々に声をかけて頂いたのは、今までの私を評価して頂いたのではないかと嬉しく思っています。

この学校をもう少しで去らなければならないのは大変残念ですが、社会人になっても常に目標を持って成長し続けることができる人間でいたいと考えています。

今までご愛読頂きありがとうございました。今後ともこのビジネス法学科ジャーナルをよろしく願います。

S.K



いよいよ、これが私の携わる最後のビジネス法ジャーナルとなりました。もう一人の編集者はどうするのかわかりませんが私がジャーナルに関わるのはこれが最後だと思われます。

思い返せば約2年ジャーナルの編集作業に携わってきた訳ですが、その間には色々めんどくさいなあとか、うっとおしいなあと思う時もありましたが、先生方や職員の方たちも優しい方々ばかりで概ね楽しく作業できたと思います。最後まで読んでいただきありがとうございました。

S.T

